

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年3月30日（金）

## 令和3年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年3月30日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室

### ○ 議事日程

- 第1 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について
- 第4 議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第7 報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第8 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君  
2 番 原田 勝幸 君  
3 番 高橋 久雄 君  
4 番 石射 祥光 君  
5 番 村越 重芳 君  
6 番 遠藤 信行 君  
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君  
9 番 三橋 清高 君  
10番 野崎 雅博 君  
11番 阿部 富美 君  
12番 齋藤 和子 君  
13番 吉田 恵子 君  
14番 石腰 明美 君

欠席委員

事務局職員出席者

事務局長 松井 修 君

局長補佐 高橋郷司 君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後 2 時 01 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14 名の全委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。4 番石射祥光委員、5 番村越重芳委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件から 3 番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は 1 番案件から 3 番案件を報告後、一括して行います。

1 番案件及び 2 番案件について、11 番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11 番（阿部富美君） 議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、1 番及び 2 番案件をご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

権利の種類は所有権の移転です。申請理由としまして、譲受人は営農を拡大するため、譲渡人は労働力不足のためでございます。今後につきましては、コマツナ、ホウレンソウ、ジャガイモを作付する予定です。譲受人の耕作面積は申請地を含み 106 アールで、萩園地区の下限面積は 30 アールでございます。世帯人数は 2 人、労働力につきましては、本人（54 歳）従事日数 300 日、専業、妻（53 歳）従事日数 300 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

～ 2 番案件について内容を説明～

権利の種類は所有権の移転です。申請理由としまして、譲受人は営農を拡大するため、譲渡人は労働力不足のためでございます。今後につきましては、枝豆を作付する予定です。譲受人の耕作面積は申請地を含み 71 アールで、今宿地区の下限面積は 30 アールでございます。世帯人数は 4 人、労働力につきましては、本人（56 歳）従事日数 300 日、専業、母（80 歳）従事日数 250 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

3番案件について、5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5番（村越重芳君）　議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

権利の種類は所有権の移転です。申請理由としまして、もともと双方で利用権を設定していた土地であり、譲受人は営農を継続するため、譲渡人は労働力不足のためでございます。今後につきましては、コマツナ、ホウレンソウ、ジャガイモを作付する予定です。譲受人の耕作面積は申請地を含み106アールで、芹沢地区の下限面積は50アールでございます。世帯人数は2人、労働力につきましては、本人（47歳）従事日数350日、専業、妻（47歳）従事日数350日、専業、常時雇用の従業員25名でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君）　特にございません。

○議長（原田勝幸君）　では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　なしと認め、採決をいたします。議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君）　日程第2議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番案件から10番案件及び12番案件から25番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件から10番案件及び12番案件から25番案件を報告後、一括して行います。

1番案件から10番案件について、11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君）　議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利

用権の設定等についてのうち、1番案件から10番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃貸借権でございます。

～2番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃貸借権でございます。

～3番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までで、権利の種類は賃貸借権でございます。

～4番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～5番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～6番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～7番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～8番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～9番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借

権でございます。

～ 10 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

12番案件から25番案件について、5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5番（村越重芳君） 議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、12番案件から25番案件を一括してご報告いたします。

～ 12 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 13 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 14 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～ 15 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～ 16 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～ 17 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 18 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借

権でございます。

～ 19 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 20 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 21 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 22 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～ 23 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 24 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

～ 25 番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） では、事務局より補足させていただきます。

今回の利用権の借り手につきましては、新規就農の方が多うございます。ただ、7番案件につきましては、県の農業サポーターということで登録されている方になっております。いずれも全て更新ということで、今回案件が上がってきたものでございます。以上でございます。



○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番案件から10番案件及び12番案件から25番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、11番案件は私の審査案件、26番案件については10番野崎委員の親族の審査案件となります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、私と野崎委員は退席をさせていただきます。

したがって、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長代理として6番遠藤委員に議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時26分休憩

（本人案件のため原田勝幸君退室、親族案件のため野崎雅博君退室）

---

午後2時27分再開

○議長（遠藤信行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会長代理として私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

日程第2議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、11番案件及び26番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は11番案件及び26番案件を報告後、一括して行います。

11番案件について、11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○11番（阿部富美君） 3ページに戻ります。議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、11番案件をご報告いたします。

～11番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（遠藤信行君） ありがとうございます。

続けて、26番案件について、5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○5番（村越重芳君） 議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、26番案件をご報告いたします。

～26番案件の利用権を設定する農地の説明～

利用権の存続期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（遠藤信行君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（遠藤信行君） ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（遠藤信行君） なしと認め、採決をいたします。議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、11番案件及び26番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（遠藤信行君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。ありがとうございました。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

---

（原田勝幸君、野崎雅博君入室）

午後2時32分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による賃借権の設定についてを上程いたします。

11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による賃借権の設定についてをご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に農業委員会へ意見を聞くことになっております。

～案件について内容を説明～

権利の存続期間は令和3年6月1日から令和5年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による賃借権の設定について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第15号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5番（村越重芳君） 議案第15号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご報告いたします。

～案件について内容を説明～

令和3年3月16日、担当委員2名、事務局1名で現地を調査してまいりました。計29筆、合計1万1345平米について、相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

～耕作状況の説明～

現況、畑、合計1595平米につきましては、一体として耕作されており、ハウス内では枝豆、トウモロコシの苗が育苗されているほか、準備中でした。現況、畑、284平米につきましては、ソラマメ、ネギ、サヤエンドウが作付されていました。畑、1444平米につきましては、竹が肥培管理されているほか、準備中でした。現況、畑、合計242平米につきましては準備中でした。畑、合計182平米につきましては、麦が作付されていました。現況、畑、合計122平米につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。畑、合計2657平米につきましては、一体として耕作されており、キャベツ、ネギが作付されているほか、準備中でした。畑、883平米につきましては、大根が作付されているほか、準備中でした。畑、合計1919平米につきましては、アスパラ、ネギ、キャベツが作付されているほか、準備中でした。畑、合計349平米につきましては、一体として耕作されており、栗が肥培管理されているほか、準備中でした。畑、363平米につきましては、ジャガイモ、里芋が作付されているほか、準備中でした。畑、244平米につきましては、ジャガイモが作付されているほか、準備中でした。畑、70平米につきましては準備中でした。畑、991平米につきましては準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、マルチャー、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（59歳）従事日数360日、専業、妻（54歳）従事日数360日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第15号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件を上程いたします。

11番阿部委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○11番（阿部富美君） 議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～1番案件の説明～

令和3年3月15日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。現況、畑、合計1153平米につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。畑、2617平米につきましては、大根、ネギ、キャベツ、ニンニク、タマネギが作付されていました。農機具の保有状況は、耕運機、トラクター、軽トラ、その他一式でございます。労働力は、本人（62歳）従事日数240日、専業、妻（62歳）従事日数200日、専業、長男（37歳）従事日数280日、兼業、次男（33歳）従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、2番案件を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、12番齋藤委員の退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時41分休憩

(本人案件のため齋藤和子君退室)

---

午後2時42分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番案件について、5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5番（村越重芳君） 議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、2番案件をご報告いたします。

～2番案件の説明～

令和3年3月11日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、合計1605平米につきましては、一体として利用されており、準備中でした。畑、667平米につきましては準備中でした。畑、1414平米につきましては準備中でした。山林及び畑、合計3806.14平米につきましては、一体として利用されており、牛舎及び堆肥置場でした。畑、231平米につきましては準備中でした。畑、856平米につきましては準備中でした。畑、260平米につきましては柿が肥培管理されておりました。田、合計1250平米につきましては、一体として耕作されており、水稻が作付されておりました。畑、235平米につきましては、ネギ、キヌサヤが作付されておりました。農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、刈払機、田植機、軽トラ、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（72歳）従事日数200日、専業、長男（40歳）従事日数300日、専業、次男（39歳）従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営をされていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（高橋郷司君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち2番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。  
議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

---

(齋藤和子君入室)

午後2時46分再開

○議長(原田勝幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(高橋郷司君) 報告第6号、専決処分の報告についてをご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

～案件の説明～

畑、28平米外28筆、合計1万1345平米についての届出でございます。

届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(原田勝幸君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご質問がないようですので、報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長(原田勝幸君) 日程第7報告第7号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 報告第7号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は15ページ1番案件から6番案件で、転用目的は住宅敷地及び駐車場敷地でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第7号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第8報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（高橋郷司君） 報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は16ページ1番案件から17ページ11番案件で、転用目的は、住宅敷地、道路敷地及び駐車場敷地でございます。権利関係は所有権の移転でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。



以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時50分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員